

# 災害援護資金の貸付

東日本大震災により被害を受けた世帯の生活の立て直しのため、災害援護資金を貸し付けます。（※ 東日本大震災に係る特別財政措置法が施行され、特例措置が設けられています。）

## 1 対象者

次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

- ① 世帯主の負傷（療養に要する期間が概ね1か月以上）
- ② 家財の1/3以上の損害
- ③ 住居の半壊又は全壊・流失等

## 2 災害援護資金の貸付限度額

対象となる要件	貸付限度額	
	世帯主の負傷 無	世帯主の負傷 有
損害無し	—	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円（250万円）	270万円（350万円）
住居の全壊	250万円（350万円）	350万円
住居の全体が滅失、流失等	350万円	

※ 被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合は（ ）内の額となります。

## 3 所得制限

世帯全員の総所得の合計額が次の額以内の場合、貸し付けを受けられます。

また、特例措置として震災の発生した平成23年中の総所得が、平成21年中の総所得を下回る場合は、平成23年中の総所得が次の額以内であれば、貸し付けを受けられます。

世帯人数	市町村民税における平成21年中(または平成23年中)の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額

※ 世帯の住居が滅失した場合は1,270万円となります。

## 4 利率等

項目	内容
貸付利率	連帯保証人をたてる場合：無利子 連帯保証人をたてない場合：年1.5%（据置期間は無利子）
据置期間	6年（特別の事情がある場合は8年）
償還期間	13年（据置期間を含む）
償還方法	年賦または半年賦、元利均等償還（繰上げ償還可）
連帯保証人	原則として市内に居住し、弁済の資力を有する方となります。 ※借受人と生計を同じくする方（家族等）は連帯保証人になれません。

## 5 必要書類

以下の表のうち、○印のものは必ず、△印のものは状況により必要な書類です。被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

申込みに必要な書類	申込人	連帯保証人 (連帯保証人を立てる場合のみ)
(1) 災害援護資金借入申込書（所定のもの）	○	
(2) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書	○	○
(3) 平成 21 年分所得証明書 (平成 23 年中の所得が平成 21 年中の所得を下回る場合は、「平成 23 年分所得証明」が必要です。)	○	○
(4) 診断書 (世帯主に 1 か月以上の負傷がある場合に必要です。)	△	
(5) り災証明書（市民課で発行） (住居に半壊以上の被害がある場合に必要です。)	○	

## 6 申込期間

平成 30 年 3 月 31 日まで

## 7 注意事項

### 1 審査について

受け付け後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容および添付書類を精査のうえ、必要に応じて調査を行います。なお、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出等をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

### 2 貸し付けの決定について

審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「貸付決定通知書」をお送りします。

不承認となった場合は「貸付不承認決定通知書」をお送りします。

重複申し込み、連帯保証人の確認等を行うため、申し込みの受理後、通知書をお送りするまでは、おおむね 2 週間程度かかります。

### 3 借用書等の提出について

貸し付けの決定を行った方には、次の書類を提出していただきます。

なお、詳しい手続き方法については「貸付決定通知書」にてご連絡させていただきます。

### 4 貸付の決定後に必要な書類

- 借用書（所定のもの）
- 預金口座振込申出書及び通帳のコピー（貸付金の振込口座となるもの）
- 印鑑証明書（連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の印鑑証明書も必要）

問い合わせ：久慈市 社会福祉課（52-2119）